

「防災・減災のための放送利用行動計画（第一次）」（案）

平成 24 年 12 月 5 日

伝えなければならない情報を、災害時に、一人でも多くの住民に迅速、正確、確実に届けることや、被災地の被災者の生活を支える情報提供を続けていくことは、地域に根差す放送メディアの役割である。防災・減災のために放送利用を進める本行動計画には、次の者が参加している。

（地方公共団体）

（放送会社）

（支援事業者）

（国）

信越総合通信局

1. ビジョンの共有

普通の世帯のテレビは、停電中は視聴できない。避難先での視聴も難しい。このため、災害時のラジオ放送の役割には、今でも期待が大きい。ラジオ端末は、既に広く普及しており、ラジオ端末であれば、外出先や、車中や、屋外で作業をする人にも、情報を届けられる。

最大出力 100W の臨時災害放送局の放送は、最大 20W のコミュニティ FM 放送（以下、「CFM」）に比べると、放送波が広域に届き、建物の中にも伝わりやすい。明日にあるかも知れない災害の被害軽減のために現行制度下で開局できるのが臨時災害放送局である。首都圏など大都市部では利用できる周波数が枯渇しているのに対し、信越にはまだ余裕があるので、臨時災害放送局の開局を計画的に準備すれば、防災行政無線を補完する手段として活用できる。

本行動計画の参加者は、この計画的な開局と運営によって災害被害の軽減につなげることを共通の目標とする。

1-1 基本方針

臨時災害放送局の放送を使った住民への情報伝達のため、本行動計画の参加者は、次を基本方針として行動する。

1-1-1 市町村は住民のために行動し、放送会社は自らの視聴者のために行動する。そしてその上に、市町村間や放送会社間の「共助」の仕組みを構築する。

- ・ 市町村間で助け合う
- ・ 放送会社が市町村を支援する
- ・ 放送会社同士が応援する

1-1-2 被災者のために臨時災害放送局を開局する市町村を、被災地の放送会社だけでなく、被災していない地域の放送会社も支援する。

1-1-3 長野県と新潟県では、環境や条件が異なるため、まず長野県内を対象に第一次の行動計画を策定し、次に、新潟県に広げて第二次の計画とする。

1-1-4 第二次の計画では、両県の県境を越えて市町村や放送会社が「共助」する関係を構築する。

1-2 目標

本行動計画の参加者は、次を共通の目標として行動する。

1-2-1 臨時災害放送局の開局支援体制を構築して、本年内に始動する。

- ・ 災害時に市町村が臨時災害放送局を速やかに開局できるよう、市町村と事業者の「自助」と「共助」の体制を構築する。
- ・ 地方公共団体、事業者、総合通信局等が、「防災・減災のための放送利用行動計画連絡会」のメンバーとして、話し合い、調整を進める。

1-2-2 市町村、事業者、総合通信局等が連携して取り組む。

- ・ 信越総合通信局は、災害時における臨時災害放送局の効率的効果的な置局を検討し、「臨機の措置」（電話での免許の申請と付与）に備える。
- ・ 「自助」や「共助」の形によって置局のフォーメーションは変わるので、あらかじめ関係者の間でよく協議し、連携する。
- ・ 被災し臨時災害放送局を開局する市町村への支援は、ハードとソフトの両面で行う。
- ・ 災害の発生を想定した演習を行い、関係者の連携を確認し、市町村の職員や事業者のスタッフの訓練機会とする。

1-2-3 平時からのメディアを最大に活用してその連続で非常時に対処する。

- ・ 日頃から放送を行うコミュニティFM会社やCATV会社のハードとソフトを活用することで、臨時災害放送局を迅速に開局し、宅内や車内には情報が届きにくい防災行政無線の補完を目指す。
- ・ CATVのコミュニティチャンネル等における災害関連情報の提供を強化する。
- ・ 被災時には生活支援情報の拠点となるよう、コミュニティFM会社やCATV会社は、平時から地域に密着した情報の収集や提供に努める。

1-2-4 災害関連情報の放送スタジオへの伝達を確実にする。

- ・ CFM 会社や CATV 会社が防災行政無線を補完して情報を伝えるため、市町村発の情報が迅速、正確にその放送スタジオに伝わるようにする。
- ・ 市町村の庁舎と放送スタジオ間の情報伝達に、「公共情報コモンズ」を利用する。
- ・ 「公共情報コモンズ」へのデータ入力により、CATV やテレビやラジオ、PC、携帯電話、スマートフォン等への情報配信にも一元的に対処する。

1-2-5 コミュニティFMやCATVが所在しない市町村も応援する。

- ・ 臨時災害放送局を自ら開局することが難しい場合にも、被害軽減のための広域での「共助」の体制に参加できるようにする。
- ・ FMラジオ放送を使ってラジオ端末で防災行政無線の声を聴けるようにすることを中心に、検討し、準備する。

1-2-6 臨時災害放送局の送信設備等を融通し合う。

- ・ 臨時災害放送局の送信設備等を被災地に搬入して設置する中核的な支援事業者を決める。

- ・ 信越を複数の地域（中信、北信など）に分けて、被災していない地域から被災した地域に送信設備等を搬入して設置する仕組みを構築する。
- ・ 広域の市町村が送信設備等を共有するなど、複数の市町村間の連携を進める。

1-3 臨時災害放送局の開局準備

次の三類型のいずれかの方法による臨時災害放送局の開局を、本行動計画に参加する市町村ごとに検討する。その結果、複数の市町村の周波数利用が同時に成立しないなどの状況が生じるようであれば、信越総合通信局は、災害被害の軽減を最大化するように周波数を割り当てる。

1-3-1 CFM 活用型

CFM のソフトとハードを活用して、臨時災害放送局を開局する。市町村と CFM 会社との間に合意があるときに、信越総合通信局は、周波数の割当てを検討し、準備する。

1-3-1-1 CFM の設備を利用して臨時災害放送局を開局する場合、CFM の運用を「休止」して臨時災害放送局を「開局」する手続きになる。どのような場合にどのような条件で「休止」と「開局」を行うのかは、CFM 会社と市町村が協議し、合意を形成する。

1-3-1-2 20W 上限の CFM のときよりも広域に放送波が届くようになるが、それでも届かない地域をどうするのかといった方針を、市町村は検討し、決定しておく。

1-3-1-3 臨時災害放送局の放送波は周辺市町村にも届くことがあるので、市町村は、その周辺市町村との間で「共助」の関係構築を協議する。

1-3-2 CATV 活用型

コミュニティチャンネルのあるケーブルテレビ放送（以下、「CATV」）のソフトとハードも、臨時災害放送局の開局のために活用できる。CFM をベースにする臨時災害放送局の放送波が届かなくとも、CATV をベースにする臨時災害放送局が開局されるならば、そのコミュニティチャンネルの放送番組の中で臨時災害放送局の開局を知らせ、ラジオ端末を準備するよう呼びかけることもできる。CATV 会社と市町村との間に臨時災害放送局の開局についての合意があるときに、信越総合通信局が周波数の割当てを検討し、準備する。

1-3-2-1 CATV 会社は、大規模災害時には自局のスタジオからコミュニティチャンネルの独自番組を放送することができる。その番組の音声を臨時災害放送で同時放送（サイマル放送）するだけでも、住民への災害関連情報の提供は充実する。既存のハードとソフトを活用する方法なので、まったく新しくラジオ放送を始める場合よりも迅速、低費用で開局できし、番組内容も充実しやすい。

1-3-2-2 もともと CATV 会社は、地域の情報を提供する地域メディアとして利用者に支持されており、

営業地域内の情報収集力に優れている。テレビ端末という、高齢者にもなじみある端末に、地元の身近な情報を詳しく配信する力があれば、非常時にも情報からの孤立を防げる。被災者の生活を支援する情報を収集し、編集し、放送する能力のある CATV 会社のスタジオ設備や専門スタッフ等を活用する。

1-3-2-3 詳細な情報を提供できる有線のサービスに、確実に情報を伝えられる無線の放送を組み合わせることで、CATV 加入者に提供するサービスは充実する。ただし、市町村の全域をカバーしていない CATV 会社と、全市民を対象としたい市町村の意向に乖離があるときに、CATV 会社と市町村との間でその費用対効果を協議する。

1-3-2-4 CATV をベースにする臨時災害放送局の放送が周辺の市町村にも届くときには、その放送を周辺市町村も利用できるように、市町村間の連携を協議する。

1-3-2-5 CFM 活用型の臨時災害放送局の放送と、CATV 活用型の臨時災害放送局の放送が、いずれも届く地域がある。放送区域は必ずしも重ならないことや、CFM にも CATV にも平時の番組があり、非常時には視聴者を臨時災害放送局の放送に誘導できることから、両方が別々の臨時災害放送局を運営することも、制度上はあり得る。しかし、利用できる周波数が限られていて周波数利用が逼迫の場合、信越総合通信局は、周波数の割当ての成否を含めて効率的効果的な利用になるよう調整を進める。

1-3-3 防災行政無線サイマル型

CFM や CATV をベースにする臨時災害放送局が所在しない市町村もある。このような市町村では、CFM 会社や CATV 会社に放送業務を委ねることはできないものの、防災行政無線の音声、臨時災害放送局の放送として自ら同時放送することはできる。

1-3-3-1 市町村があらかじめ臨時災害放送局の送信設備等を防災行政無線の設備に併設しておけば、開局の際には、防災行政無線の声を、そのまま放送波に乗せてラジオ端末にも届けられる。ただし、占用できる周波数ではないので、災害時には臨時かつ一時的に開局が認められても、恒常的に防災行政無線を補完する利用はできない。

1-3-3-2 臨時災害放送局の設備の併設を画する市町村は、アンテナの設置場所や電源の確保等を準備する。アンテナに関しては、防災行政無線の設備がある庁舎の屋上に設置するのが配線や電源確保の面からは好都合だが、放送波の到達範囲の関係で、庁舎から離れた場所に設置しようとする市町村もあり得る。地理的条件等を踏まえて、効果的な立地をあらかじめ検討する。

1-3-3-3 市町村内を広くカバーするには、多くの場合、中継局の設置が必要になるので、計画のある

市町村は、信越総合通信局とあらかじめ相談する。

1-4 CFM 活用型の臨時災害放送局開局（1-3-1 の詳論）

CFM 会社の放送設備等を利用して臨時災害放送局を開局するには、CFM 会社が自局の放送を「休止」し、その放送設備を臨時災害放送局の「開局」に利用する。CFM 会社は、当該放送局の運営を市町村から委託されて、連続的に放送を続けることができる。20W の CFM の出力を最大 100W まですぐ増力すれば、放送が聞こえる地域が広がるし、窓際でしか聞こえなかった放送が建物内の奥の方にも届きやすくなる。一人でも多くの住民に危険回避行動を呼びかけるのに、この到達力は、防災行政無線を補完する力になる。

もっとも、市町村が CFM をベースに臨時災害放送局を開局するためには、CFM 会社と市町村の間に「休止」と「開局」についての合意がなければならない。CFM 会社に市町村が出資している場合であっても、CFM は、放送法に基づき番組編集の自由を保障されているので、その「休止」は、あくまで CFM 会社の判断によって行われることが前提である。信越総合通信局としては、市町村と CFM 会社の間にこの合意が成立しているときに、本行動計画において開局を準備している他の臨時災害放送局の放送波との干渉の発生等を検討し、必要な調整を行い、災害時には「臨機の措置」をもって対処できるよう、準備する。

1-4-1 CFM と同じ周波数の利用

CFM をベースにする臨時災害放送局の放送は、他の放送との間で干渉を引き起こさないように周波数が割り当てられているので、臨時かつ一時の放送として増力したときに、CFM と同じ周波数をそのまま使える可能性は高い。むしろ、CFM から臨時災害放送局の放送に移行したために、CFM の周波数では放送が聴けなくなるようなことがあると、リスナーに混乱を与えてしまう。CFM をベースにする臨時災害放送局の放送は、可能な限り CFM と同じ周波数を利用するのが望ましい。臨時災害放送局を開局中は CFM を「休止」するが、平時には、同じ周波数で平時には自社の放送を聴いてもらえることを歓迎する CFM 会社は多い。平時から住民に馴染みある周波数で臨時災害放送局の放送が聴けるよう、信越総合通信局は、周波数の増力のための検討を進める。

1-4-2 市町村の費用負担等

臨時災害放送局の放送は、市町村にとっては直接広報の手段であり、放送の内容はもちろん、放送の期間や時間を決めるのは、市町村の権利であり責任である。臨時災害放送局の費用についてどのような場合にどう市町村が負担するのかも、市町村が放送業務を委託する CFM 会社と話し合い、決める。

もっとも、費用負担の方法には様々な形があり、一律にはその方法は決まらないし、CFM 会社と市町村との関係はそれぞれに違う。短期間だけの開局であれば、臨時災害放送局として行う放送の費用を特段に取り上げる必要はないかも知れない。しかし、大規模災害時には放送を中長期にわたり継続していかなければならないこともあるので、市町村は、CFM 会社の運営や体制について話し合い、準備する。

1-4-3 近隣市町村間との連携

臨時災害放送局の放送波は、CFM 会社が所在する市町村の境界を越えて周辺の市町村にも届くことがある。限られた周波数を一時的とはいえその地域で占有するのだから、周辺市町村が臨時災害放送局を開局しない場合には、境界を越えて来る放送波をその地域の住民への情報提供にも使うことについて、近隣市町村とあらかじめ話し合い、情報提供について合意を形成する。生活圏が同じ近隣の市町村の間では通学、通勤する住民もいるので、CFM 会社が所在する市町村の住民にもこうした連携は歓迎される。

1-5 CATV 活用型の臨時災害放送局開局（1-3-2 の詳論）

コミュニティチャンネルのある CATV 会社が所在する市町村では、市町村の臨時災害放送局の開局を、CATV 会社をベースに進めるのが合理的である。市町村から臨時災害放送局の放送業務を委託されて運用する点は、市町村と CFM 会社の関係と同じだが、普段は使われていない放送波を使って新しく放送局を開局するので、利用周波数の割当てには準備を要する。信越総合通信局は、まず CFM 活用型の臨時災害放送局が使用する周波数の検討を行い、次に、CATV 活用型の臨時災害放送局が使用する周波数利用を検討する。効率的効果的な置局となるように必要な協議、調整を行い、「臨時の措置」に備える。

CATV 会社が具体的にどのように市町村の臨時災害放送局の置局を支援していくのかは、市町村、CATV 会社、信越総合通信局の間で協議、調整する。その結果は、新たに作成する「CATV 会社の臨時災害放送局開局支援の手引き」に反映し、公表する。

1-5-1 CATV 会社の経験と人材

CATV をベースにして臨時災害放送局の放送を開始する際には、まったく新しいラジオ番組を作るのではなく、CATV 会社のコミュニティチャンネルで放送されている音声を使ってラジオ番組を制作する方法が一つの選択肢となる。コミュニティチャンネルという自主番組制作の経験と人材を臨時災害放送局の放送に活かすことができ、コミュニティチャンネルの番組を充実することにもつながる。一方で、被災後は時間の経過とともに情報量は増大していくので、大きな情報量を扱えるコミュニティチャンネルの有効活用も進める。

一般に、経験の豊かなアナウンサー（パーソナリティ）が語りかける方が慣れない市町村の職員のそれより、分かりやすく伝わる。CATV 会社にはアナウンサーの他にも専門のスタッフがいて、非常時にも着実に業務を進められる人材がいる。被災後は、様々な情報が飛び交うので、その情報の中から伝えるべき情報を正しく選択して伝えるのにも、放送経験を活かすことができる。

放送会社であればその力は、平時に培われるものなので、訓練も必要になる。CATV 会社は、こうした期待に応えられるよう、日常の業務の中で取り組む。

1-5-2 地域に密着した情報収集力

地域に密着して取材活動等を行う CATV 会社なので、平時における取材時の経験や人と人とのネットワークは、非常時にも役立つ。被災地の住民が必要とする情報を収集し、その責任において提供するのは市町村には簡単なことではないが、臨時災害放送局の運営を委ねられた CATV 会社ならば、機動的に動くことができる。

CATV 会社にとっては、非常時は、平時からのいわば「地域力」を活かす局面であり、地域におけるサービスの差別化や競争力を問われているので、地域メディアとしての存在感が高まるよう、平時における取材力等の強化に取り組む。

1-5-3 CATV 伝送路の断線や停電への備え

CATV は、多チャンネルや自主番組という特長がある一方、大規模な地震等で伝送路が断線すると、地上テレビも視聴できなくなってしまう弱点がある。特に、長野県内では、地域によっては全世帯が CATV に加入しているところもあり、情報からの孤立を防ぐための対策が欠かせない。

宅内はもとより避難先でも聴くことができるラジオ放送が、CATV の番組と連動して開始されて CATV のスタジオが詳しい地域の情報を伝えるようになれば、CATV サービスの弱点を補強できる。断線や停電への備えは、CATV 業界全体の課題であり、CATV 各社が協力、連携して取り組む。

1-6 防災行政無線サイマル型の臨時災害放送局開局（1-3-3 の詳論）

東日本大震災における臨時災害放送局の活躍を知りながらも、独力での臨時災害放送局の開局や運営は困難とあきらめてきた市町村は少ない。

臨時災害放送局の開局支援は、CATV 各社にとり自社の地域貢献を示す一つの形であり、同時に、CATV サービス全体に対する信頼を高めることになる。CFM 各社にとっても、自社の放送を地域の住民に広く知ってもらおう好機である。CATV 会社や CFM 会社が所在する市町村は、その支援に期待を寄せる合理的な理由がある。

一方で、CFM 会社や CAT 会社が所在しない地域も多い。CFM や CATV をベースにする臨時災害放送局の開局が難しい地域では、臨時災害放送局の放送を防災行政無線の補完に活用する方法がある。臨時災害放送局の放送であれば、宅内や車内には届きづらい防災行政無線の声をラジオ端末に届けることができ、災害被害の軽減に効果が期待できる。

高額な送信設備等を自身で保有できる市町村は限られるし、広域の市町村が共同で保有するにしても大規模災害の発生時に開局するには数が足りない。このような状況にあって、災害発生後に被災地外から送信設備等を搬入して臨時災害放送局を開局する仕組みがあれば、条件が不利な市町村にも開局の可能性が拓ける。このような仕組みの構築に市町村が「共助」し合う者として参加し、CFM 会社や CATV 会社とその機動力を持ち寄って体力の弱い市町村も支援するようにすれば、大規模災害の被災地の被災者に生活支援情報を提供する手段として臨時災害放送局の放送を有効に活かせるようになる。

CFM や CATV をベースにしない臨時災害放送局の放送では、送信設備等だけでなく、人的な支援も欠かせないので、本行動計画の参加者は、協力して行動する。

1-6-1 防災行政無線の同時放送

防災行政無線の声を臨時災害放送局の放送として同時に伝える方法には、既にいくつかの市町村で CFM を利用する取組みがあり、あるいは、防災行政無線を特別なラジオ端末で受信する取組みもある。どちらも、ラジオ端末を使用する点で共通している。本行動計画の臨時災害放送局の放送も、臨時かつ一時的な放送を普通のラジオ端末で受信できる。CFM や CATV をベースにする臨時災害放送局の放送のように独自の放送番組が放送されるわけではないものの、防災行政無線の音声と同時に臨時災害放送局の放送にもなるので、市町村職員の負担増にはならない。このような運用を準備する市町村に対して、信越総合通信局は、周波数利用の割当てを検討し、調整し、準備する。

1-6-2 送信設備等の調達と準備

臨時災害放送局の放送に必要な送信設備一式は高額でも、市町村が広域で共同保有すれば、各市町村の負担額は抑えられる。ただし、大規模な災害では広域内の市町村の多くが放送を利用しようとするので、普段は共同保有する設備をどの市町村に置くのか、どのような条件でそれぞれの市町村が利用できるのか、費用負担をどう分担するのかといった点を、当事者たる市町村の間で話し合い、合意を形成する。

こうして市町村が「自助」し、財政力の弱い市町村は広域に「共助」して、それでも足りない設備等は、CATV 会社や CFM 会社といった事業者の支援を受けられる支援体制を構築する。

長野県内の例では、送信設備等を購入し保有する意思のある市町村や CATV 会社が複数あるが、災害の規模、発生地域によっては、被災地から遠い市町村は臨時災害放送局を開局しないと判断することも想定される。そのときには、その保有設備等を被災地に搬入してその地の市町村の臨時災害放送局の開局に利用するようにすれば、被災地に複数の臨時災害放送局を開局することができる。

CATV 会社による具体的な支援体制については、前述の「CATV 会社の臨時災害放送局開局支援の手引き」において定め、公表する。

1-6-3 ソフト面での市町村支援

東日本大震災では、ラジオ放送は、テレビが映らない停電の最中にも、被災者に情報を伝え、通電後も、テレビが扱わない細やかな情報を伝えた。中でも、臨時災害放送局の放送は、市町村発の情報を伝えるとともに、被災者の情報ニーズに放送局自身が応える情報拠点の役割も果たしていた。防災行政無線の音声を同時放送するだけでは足りず、しかし、市町村の職員だけでは情報内容を充実していくことに限界があるときには、まずは、防災行政無線のサイマル放送から始めて、災害が大規模で長く放送を続けていく必要があるような場合に、番組提供やスタッフ派遣といったソフト面の支援を行えるよう、放送会社は、検討する。

1-7 県域放送の本行動計画への参画

県域放送は、あまねく県内への放送を特徴としている。このため、被災地の被災者のためだけの放送を

長期にわたって続けていくことには無理がある。他方、情報から孤立しがちな被災地に正しい情報を十分に伝えていくことは臨時災害放送局だけでは難しく、行政から独立しているメディアがその役割を果たしていくことが重要だ。CFMを市町村の放送局開局のために「休止」するのは違って、地域のラジオ放送は、地域放送の番組編集において放送の責任を果たしながら、地域放送局として行える支援の具体化に取り組む。

1-7-1 ソフト支援

東日本大震災では、被災者が臨時災害放送局のスタッフとして被災地の住民への情報提供を続けた例も多い。CFMやCATVをベースにする臨時災害放送局も、非常時には、外からの応援が必要になることがあるだろうし、臨時災害放送局を単独で開局できない市町村には、長期化する放送への人的支援がないと、放送を継続していくことは難しい。

民放の地域放送局には放送を専門とする局内外のスタッフが多数おり、臨時災害放送局を支える人的潜在能力は高い。地域放送は、被災時にはまず自身の放送設備等を復旧し放送を回復して放送法6条の2の「災害の場合の放送」の責任を果たさなければならないが、その上で、非常時の臨時災害放送局に対してどのような支援を行えるかを、民放の地域放送局は、検討し、準備する。

1-7-2 地域放送局と臨時災害放送局の情報連携

例えば、CFMやCATVをベースとする臨時災害放送局からの情報やレポートを地域放送でも放送する方法や、逆に、地域放送の情報や番組等を臨時災害放送局が番組に取り入れて放送する方法は、臨時災害放送局の放送の期間が長期化するようなときには互恵の関係になり得るので、連携を検討し、準備する。

1-8 臨時災害放送局への免許の付与

信越総合通信局は、臨時災害放送局の放送波が、他の重要な放送波に干渉を与えないよう、周波数の割当ての成否をあらかじめ検討するが、その際には、放送主体の市町村や、運営主体のCFM会社やCATV会社と協議をし、複数ある開局計画を調整する。

種類や規模、発生地点等が様々な災害に備えるとしても、その全ての可能性について協議や調整を事前につくすことは困難である。災害時に、開局するかどうかの判断は、市町村の首長等が行うので、その判断によって、周波数利用の状況は、変わり得る。それでも、臨時災害放送局の開局のシミュレーションを複数行うことで、非常時にはその応用動作で対処できるようにする。

信越総合通信局は、周波数割当ての目標や、「臨機の措置」に至る手続き、免許期間の考え方等を示す「臨時災害放送局への周波数割当てに関する基本方針」を策定し、その中で、開局を望む市町村との調整の結果等を踏まえた放送利用の可能性を明らかにする。検討の過程では、実際に電波を放射してみて放送波の伝搬をフィールドで検証することも有益なので、市町村等からの求めがあれば、そのための実験試験局免許を付与する。

1-9 移動電源車の派遣

信越総合通信局は、自身が保有する移動電源車を、臨時災害放送局の開局やその放送の継続のために被災地の市町村に派遣する。被災地に移動電源車を優先的に派遣し最大限に有効利用するために、臨時災害放送局が開局される場合の電源等の状況をあらかじめ把握し、情報を整理して、被災直後に速やかに配車できるように備える。

大規模災害の場合は、近隣の総合通信局が保有する電源車も被災地に投入することもできる。信越総合通信局は、その準備を進める。

1-10 臨時災害放送局の運用ルール

臨時災害放送局の開局はもとより、放送を継続していく際には、放送主体も運営主体も、法令等に基づく制度に従う必要がある。例えば、臨時災害放送局の放送主体である市町村は、開局のための手続きを信越総合通信局に対して行う必要があり、迅速で正確な行動が求められる。

信越総合通信局は、本行動計画に参加する市町村のために、「臨時災害放送局の開設等に関する手引き」を策定し、公表する。被災直後の混乱時に、より早く、より確実に、臨時災害放送局が開局されるよう、また、各方面からの協力を得て、安定して放送が運営されるよう、臨時災害放送局の開局や運営に関しての手続き等を、分かりやすく説明する。

1-11 演習・訓練の実施

本行動計画に定める行動は、関係者の連携によってはじめて成立するものが少なくない。このため、一定の災害発生を想定して関係者が演習を実施するなど、関係者の連携がうまく機能することを平時において確認する。市町村主体で定期的に行っている防災訓練の中に組み入れて行うなどして定着を図る。

また、CFM 会社や CATV 会社など放送を運営することになる事業者は、日常の業務の中において、非常時対応についての訓練をスタッフに対し行う。

2. 防災・減災のための CATV サービスの高度化

臨時災害放送局のラジオ放送は、断線や停電に強く、車中や避難先でも聴くことができる。しかし、音声の放送であるために、聴覚に障害のある人には向かない、音声で伝えられる情報量は少ない、聞き逃すと再確認しにくいといった欠点もある。こうした欠点の一部は、テキストや地図、映像も扱える CATV サービスをもって補うことができる。

少子高齢化が急速に進む地域社会では、「自助」と「共助」の役割が今後高まり、それらを支える情報ネットワークが欠かせなくなる。どこの家にもあるテレビ端末への有線ネットワークと、災害時にも強い無線ネットワークを組み合わせ、地域住民の情報ニーズに応える地域メディアに進化していくことは、CATV サービスが目指す方向である。

平時から地域住民への告知サービスなどに活用されている基盤が防災・減災のためにも利用されるという状況がもっとも望ましい。CATV 会社は、防災・減災に取り組む中で地域社会への貢献を深めていき、地域社会の情報ニーズに応えられる地域メディアになれるよう、自身のサービスの高度化にも取り組む。

2-1 使い慣れたテレビ端末への情報提供

非常時に、市町村は、防災行政無線や広報車等により住民に直接広報する一方、テレビやラジオ等を通じた間接広報を期待して放送局等に情報を伝える。テレビ端末は、音声だけでは伝えにくい情報を伝えられる伝達手段なので、災害関連情報をテレビ画面に提供していくことに、CATV 会社は、積極的に取り組む。

臨時災害放送局の放送のための番組制作を CATV のコミュニティチャンネルをベースにする場合には、臨時災害放送局の放送番組を充実するために、コミュニティチャンネルの放送番組そのものの充実を進める必要があり、一体的に取り組む。

2-1-1 防災・減災のためのシステムとの連携

防災行政無線の音声を、テレビの放送を中断し、あるいは割り込むようにして放送することは、技術的には難しくない。例えば、防災行政無線の音声を CATV のチャンネルで同時放送することも一つの選択肢である。

地上デジタルテレビ放送等の再送信を中断することや割り込むことができないとしても、災害時にコミュニティチャンネルを視聴する住民に対して充実した情報を提供していくことは、CATV サービスの地域貢献を深化させていく取組みなので、防災・減災のためのシステムと CATV のシステムの連携を検討する。

2-1-2 非音声情報の伝達強化

音声で伝えられる情報量には限りがある。聞き逃しも生じる。音声ラジオでは伝えることが難しい複数の外国語での放送や、耳の不自由な人たちに伝えるための放送には、非音声のデータを用いる方が効果的である。少なくとも、避難勧告等の情報は、CATV のシステムが「公共情報モンス」(後出)からデータを受け取り、テレビ端末の表現力を使って多様な人たちに情報を伝えるようにすれば、一人でも多く

の人に危険回避行動を促すことができる。特に、信越は、現在も長期滞在する外国人の学生や就労者や旅行者がおり、そうした外国人の母国語で避難誘導を行い、被災したときにはその生活を支援していく必要がある。少子高齢化が進む地域社会が国際的に開かれた姿に移行していくためにも、CATV サービスとして外国語対応に積極的に取り組む。

2-2 防災行政無線の宅内端末の代替

CATV が無線の放送を運営し、断線や停電のときにも情報が途絶えないようにする工夫としては、携帯できる端末を CATV サービスの一部に組み入れる方法がある。

宅内や車内で聴きにくい防災行政無線の声を聞こえるようにするだけであれば音声のラジオ端末で足りる。一方、災害関連情報や平時の行政情報サービスの提供へと CATV のサービスが進化し、屋外にも持ち出せる端末ということだと、音声放送のラジオ端末のままでは難しい。デジタル防災行政無線の宅内配備を代替できるかも知れない強力なデジタルメディア放送について総務省が制度検討を進めているので、CATV 会社としては、自らが災害時の地域情報拠点となるためにこうしたメディアとどう関係していくのかを検討する。

2-2-1 デジタル防災行政無線の補完・代替

信越は、寒冷地のため、窓は二重サッシで密閉性の高い住宅が多い。特に冬季は風雪が厳しいので、拡声機では聞こえづらく、宅内端末へのニーズは高い。

アナログ防災行政無線の設備・端末を更新できない、そもそも同報系の防災行政無線を整備していない市町村は全国的にも数多くあり、一部の市町村では、デジタル放送の受信端末を防災行政無線の宅内端末の代わりに配備する検討が進んでいる。臨時災害放送局の放送は、帯域を占有できない、臨時かつ一時的な放送であり、音声しか伝えられないので、臨時災害放送局の放送が防災行政無線の代わりになることはないが、新しいデジタル放送にはその可能性があるので、関心のある市町村等は、関係者とともにフィジビリティ等の検討を進める。

2-2-2 持ち出せる端末のイメージ

CATV サービスの高度化の一つの形は、災害時には屋外に持ち出せる情報端末を備えることであり、今後の端末進化にも適応できる端末機能は、

- i 平時から CATV 回線経由の情報端末として利用できる
- ii 災害時には臨時災害放送局の放送を受信できる
- iii 常に県域放送を受信できる
- iv V-Low マルチメディア放送（注）が導入された際にはその緊急警報放送（EWBS）を受信できるイメージである。V-Low マルチメディア放送については、防災行政無線の宅内端末に代替する用途の検討の進捗を見ながら、CATV サービスとしての適応を、今後検討する。

注： 地上デジタルテレビ放送への移行で誕生したアナログテレビ放送の周波数の「跡地」を利用する、新しいデジタル

放送の一種。県域を原則とする放送波であって、防災・減災への利用の実証実験が東北や関西で進んでいる。

作業中

3. 「公共情報コモンズ」の利用

臨時災害放送局の運用を CFM 会社や CATV 会社に委ねる理由は、そのハードやソフトの資産を防災・減災に活かすことができるからだが、加えて、これら放送会社のスタジオからの放送であれば、仮に市町村の庁舎や設備等が被災するなどして防災行政無線が作動しないときにも臨時災害放送局の放送が情報を伝えられる点も大きい。ただし、その前提として、市町村の庁舎と放送会社のスタジオ間の情報伝達が確実でなければならない。例えば、市町村が避難勧告を発令したことを臨時災害放送局のスタジオが知らなければ、放送波で住民に知らせることはできない。このため、庁舎から臨時災害放送局のスタジオに、確実に、ほぼリアルタイムに、情報を伝達する手段として、「公共情報コモンズ」を利用する。

CFM や CATV をベースにしないで臨時災害放送局を開局する市町村では、放送会社のスタジオから放送することにはならない。それでも、「公共情報コモンズ」であれば、データ入力をインターネットに接続できる環境があれば行えるので、官舎が被災で立ち入れないときにも、避難先や仮庁舎からでも入力できる。インターネットのパケット通信網は耐災害性が比較的高いので、避難先等からの入力で PC や携帯電話やスマートフォンなどの多様な端末に情報を伝えられるようにしておくことで、冗長性も高まる。

また、通学や通勤などの生活圏が広い市町村では、その家族は周辺市町村の情報も必要とするだろうし、たまたま市町村外に出かけている人は自宅周辺の情報を入手したい。「公共情報コモンズ」の利用を広域で進めることで、必要とする地域の情報を利用者が入手できるよう、こうした課題解決も進める。

3-1 「公共情報コモンズ」利用の試行

情報の発信者と伝達者が 1 対 1 に情報をやり取りすると、発信者や伝達者の数が増える度にそのシステムは複雑化する。共通基盤（コモンズ）を構築するのは、発信者の手間を簡略にし、受信者も全体の情報を入手できる仕組みを構築するためである。発災直後の混乱時に、伝わるべき情報が伝わるべきところに迅速、正確に伝わるシステムが欠かせない。

「公共情報コモンズ」では、入力される情報、あるいは発信される情報は、一定の標準仕様に準拠している。東日本大震災後は、自身のシステムを改修して、この仕組みに適應する地方公共団体が増えている。「公共情報コモンズ」の利用自体には、入力ソフト（エディタ）と表示ソフト（ブラウザ）があれば可能であり、システム改修をしなくとも、データ入力のためのクラウドサービス等の利用によって、市町村等は、容易に「公共情報コモンズ」に参加できる。本行動計画に参加する市町村等については、そうしたクラウドサービスを利用して「公共情報コモンズ」に参加できるよう、本行動計画の支援事業者は、当面の間（平成 25 年度末まで）、無償でサービス提供する。市町村等は、その間に、防災システムの構築や商用クラウドサービスの利用等の方策を検討し、選択して、「公共情報コモンズ」の本格運用に備える。

3-2 「公共情報コモンズ」へのデータ入力

「公共情報コモンズ」に入力されたデータは、入力とほぼ同時に臨時災害放送局のスタジオに届き、放送することができる。電話やファックスは、被災直後から電話回線が断線や輻輳で使えなくなる可能性が

あり、そうでなくとも、多数のメディアの対応に追われ災害対応が遅れることになりかねず、ミスも生まれやすい。

市町村は、「公共情報コモンズ」にデータを入力しなければならないが、一度の入力をもって「公共情報コモンズ」に参加している全放送局への配信が完了し、PC やスマートフォンなどの情報端末への配信もその一度の入力で済ませることができるので、確実なデータ入力のための体制を整えて、平時から入力に慣れるよう訓練も実施する。

3-2-1 多様なメディアへの一元的対応

テレビやラジオの放送、エリアメール、インターネットサイトなどに対して、市町村の職員が個々に対応していたのでは、連絡作業の負担が増すばかりで、情報を送る側にも、受ける側にも、ミスが生まれやすい。災害対応に忙しい最中にこそ、正確に、迅速に、確実に、情報を伝えられる方法が求められているので、「公共情報コモンズ」への一度のデータ入力をもって、多様なメディアへの一元的対応とする。

3-2-2 インターネット上での情報配信

「公共情報コモンズ」には、Yahoo！などのネット企業も参加を希望し、準備している。例えば、Yahoo！は、「公共情報コモンズ」と自社サイトをシステム連携しようとしており、誰もがインターネット経由で「公共情報コモンズ」の情報をそのサイトから入手できるようになると見込まれている。インターネット上で配信されるということは、PC はもとより、携帯電話やスマートフォンからもアクセスできることを意味する。GPS の位置情報と連携した自動表示などの工夫も進むことだろう。

「公共情報コモンズ」は、災害関連情報だけでなく、平時の行政情報の配信にも利用できるもので、多様なメディアが行政情報を配信してくれるようになれば、行政情報サービスの充実にもつながる。ただし、臨時災害放送局は、臨時かつ一時的な放送しか行い得ないので、むしろ CATV サービスや新しいデジタル放送において「公共情報コモンズ」とのシステム連携が進むよう、本行動計画の支援事業者は、自治体クラウドや端末機器の開発等に取り組む。

3-3 周辺市町村と情報共有するための基盤

臨時災害放送局は、地理的条件によっては周辺市町村等の情報を放送する役割も担い、逆に、周辺市町村等に放送してもらうこともある。市町村がその周辺市町村発の情報を知るためには、市町村間の情報共有を進める必要があり、そのために協調して「公共情報コモンズ」に参加する。「公共情報コモンズ」へのデータ入力が広がれば、市町村間で災害関連情報の共有が進むことになるので、市町村等は、その情報共有基盤の上に連携の関係を構築していく。

3-4 課題解決のための支援事業者の協力

河川上流域の水位、勤務先と自宅を結ぶ道路状況などの生活圏情報は、市町村の行政区域をしばしば越え、市町村発でない情報も含まれている。「公共情報コモンズ」は、各種の生活インフラの情報、例えば、道路やバスや水道といった公共サービスの提供者の情報も提供できるシステムである。こうした情

報が「相乗り」することで、住民の利便は増す。

しかし、生活圏内の多様な情報を一元的に入手できるようになるまでには、信頼性や操作性の向上などの様々な課題を解決していかなければならないので、本行動計画の支援事業者は、市町村やCATV会社等とともに、そうした課題解決に取り組む。

住民専用